

第5次総合計画 中期戦略事業プラン 事務事業評価シート

事業名	景観まちづくり推進事業			事業番号	28-101
事務事業担当	部名	部長名	課名	課等の長	
	都市部	重田 浩光	都市政策課	飯田 裕一	

計 画 (Plan)

総合計画体系	都市力	まちづくり目標	4	住み続けたい快適で魅力あるまち		
		基本政策	8	自然と調和した住みよいまちづくり		
		施策展開の方向	13	愛着のある美しいまちをつくる		
		施策	28	個性と魅力あふれるまちづくりの推進		
予算事業名	景観まちづくり推進事業費					
事務区分〔選択〕	<input checked="" type="radio"/> 自治事務 <input type="radio"/> 法定受託事務 (選択してください)→		法令上の位置づけ	できる規定がある		
事業開始年度	開始年度	平成25年度	～	終了年度	—	
関連法令等	景観法、屋外広告物法、伊勢原市景観条例					
国・県の計画等				計画期間		
関連個別計画	伊勢原市景観計画／伊勢原市都市マスタープラン			計画期間	平成26年～令和6年 平成28年～令和17年	
実施の背景 (事業を取りまく環境・市民ニーズ)	・平成25年度に景観計画を策定、平成26年4月に伊勢原市景観条例を施行し、景観法の運用とともに、地域の特性を生かし、その良さを引き出す景観まちづくりの取組を開始しました。 ・良好な景観形成は、平成28年に改定した伊勢原市都市マスタープランに定める、本市の特性である自然や歴史・文化を生かした魅力ある都市づくりにも繋がるものです。					
目的 (何をどうしたいのか)	伊勢原市景観条例に基づき、建物の建築や公共施設の整備等に係る景観協議を行います。また、伊勢原市景観計画に基づき、本市の景観の顔づくりや骨格を形成する景観重点地区の指定、沿道景観のまちづくりを推進します。					
主な対象 (誰・何を対象に)	全市域における景観まちづくりの取組や建築行為等					
事業内容 (手段、手法など)	・景観法に基づく、公共施設の整備、建築物の建築及び工作物の建設等に係る景観協議、また、景観ガイドラインの利活用を推進します。 ・大山地区景観重点地区の指定に向けた取組を推進します。 ・伊勢原北インターチェンジ(仮称)の開通を踏まえた広告景観形成地区の指定に向けた取組を推進します。					
事業行程	項目	年度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度		
		景観計画・景観ガイドラインの推進	景観協議	景観協議	景観協議	
		景観重点地区等の取組	取組支援 重点地区案の作成 (大山地区)	取組支援 重点地区指定手続き (大山地区)	取組支援 重点地区指定 (大山地区)	
目 標	【指標名】	年度				
	【現状値】	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
	景観協議件数(累計)	127件 (平成28年度)	160件	195件	230件	



事業実施 (Do)

事業実施 (D○)

事業の「取組方針」 (前年度事務事業評価)	景観法及び景観条例に基づき、建築物の建築等に係る適切な景観誘導を行います。 また、名称を「大山まちなみ継承地区」とする景観重点地区の指定により、地域特性に応じた景観まちづくりを推進します。				
実施方法 〔選択・記入〕	<input checked="" type="checkbox"/> すべて直接実施 <input type="checkbox"/> 左記以外				
	<input type="checkbox"/> 業務委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	委託先又は指定管理者		
	<input type="checkbox"/> 補助金		補助先		
	<input type="checkbox"/> その他		具体的内容		
実施結果	項目	年度			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	景観計画・景観ガイドラインの推進	景観協議	景観協議	景観協議	
	景観重点地区等の取組	大山まちなみ継承地区ガイドライン作成	「大山まちなみ継承地区(景観重点地区)」指定	取組支援重点地区指定(大山地区)	
実施した取組の内容	・景観法に基づく届出及び景観条例に基づく事前協議制度の運用により、適切な景観誘導を進めました。 ・大山地区において、地元自治会及び大山観光振興会(まちづくり検討委員会)等との連携・協働により、「大山まちなみ継承地区(景観重点地区)」の運用を開始しました。				
目標の達成状況	【指標名】	【現状値】	年度		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
	景観協議件数(累計)	127件 (平成28年度)	204件	247件	303件

	年度		平成30年度 実績				令和元年度 実績				令和2年度 実績				
コスト	事業費合計 (a)		447	千円	433	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	
	内訳	国県支出金 ①		0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円
		地方債 ②		0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円
		その他特財 ③		0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円
		一般財源 (a)-①-②-③		447	千円	433	千円	0	千円	0	千円	0	千円	0	千円
国県支出金の内容															
その他特財の内容	受益者負担		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				前回の改定時期								
	その他														
人件費	正規職員		0.3	人	2,553	千円	0.3	人	2,610	千円	0.3	人	2,580	千円	
	その他の職員		0	人	0	千円	0	人	0	千円	0	人	0	千円	
	人件費合計 (b)		0.3	人	2,553	千円	0.3	人	2,610	千円	0.3	人	2,580	千円	
トータルコスト (a)+(b)			3,000	千円	3,043	千円	2,580	千円	2,580	千円					
単位当たりコスト	対象数	定義	大山地区まちづくり検討委員会等参加者数				単位	大山地区まちづくり検討委員会等参加者数 (まちづくりニュース回覧数含む)				単位	大山地区まちづくり検討委員会等参加者数 (まちづくりニュース回覧数含む)		単位
		対象数	125	人	462	人	445	人							
	総事業費 / 対象数		24,001	円	6,587	円	5,798	円							

評 価 (Check)				
進捗状況 [選択・記入]	<input checked="" type="radio"/> 計画どおり (A) <input type="radio"/> 概ね計画どおり (B) <input type="radio"/> 計画どおり進捗せず (C)	A	左記判断理由	景観法及び景観条例の適切な運用により、建築物の建築等に対し、景観誘導を行いました。 地元自治会及び大山観光振興会(まちづくり検討委員会)等の連携・協働により、令和2年6月1日から大山まちなみ継承地区(景観重点地区)の運用を開始しました。
実施水準 [選択・記入]	<input type="radio"/> 他市より高い水準で実施 (A) <input type="radio"/> 他市と同水準で実施 (B) <input type="radio"/> 他市より低い水準で実施 (C) <input checked="" type="radio"/> 一律に比較できない事業	—	他都市の事業内容等	景観まちづくりは、地域の特性に応じ、取り組むことが重要であるため、他市の事業とは一律に比較はできないと考えます。
有効性 [選択・記入]	<input checked="" type="radio"/> 高い (A) <input type="radio"/> 普通 (B) <input type="radio"/> 低い (C)	A	左記判断理由	景観計画及び景観条例に基づく制度運用により、景観に配慮した建築物や公共施設等の整備等は着実に進んでいます。 また、景観重点地区の指定により、地域における景観まちづくりの機運が高まり、良好な町並み形成や、地域固有の景観資源の維持・継承などに繋がるものと考えます。
効率性 [選択・記入]	<input checked="" type="radio"/> 効率的に実施されている (A) <input type="radio"/> 改善の余地がある (B) <input type="radio"/> 抜本的な改善が必要である(C)	A	左記判断理由	建築物などの適切な景観誘導が行われるように、いままでの景観協議の実績を生かし、効率的な制度運用に努めています。


 取組内容の改善 (Action) へ

取組内容の改善 (Action)	
事業推進上の課題	景観まちづくりを継続的に推進していくためには、地域特性を把握し、多様な主体との連携・協働により、取組を進めていく必要があります。
令和3年度 of 取組方針	景観法及び景観条例に基づき、建築物の建築等に係る適切な景観誘導を図ります。 景観重点地区「大山まちなみ継承地区」を適切に運用することにより、地域特性に応じた景観まちづくりを推進します。
所管部長による総評	少子高齢化・人口減少社会が本格化していく中で、まちづくりの基本方向は量から質へと変化するとともに、身近な生活空間についても質的な向上が求められています。今後は、景観計画の一層の推進に向け、大山地区における景観重点地区の指定を契機に、地域の個性と魅力を生かした景観まちづくりを更に推進していく必要があります。